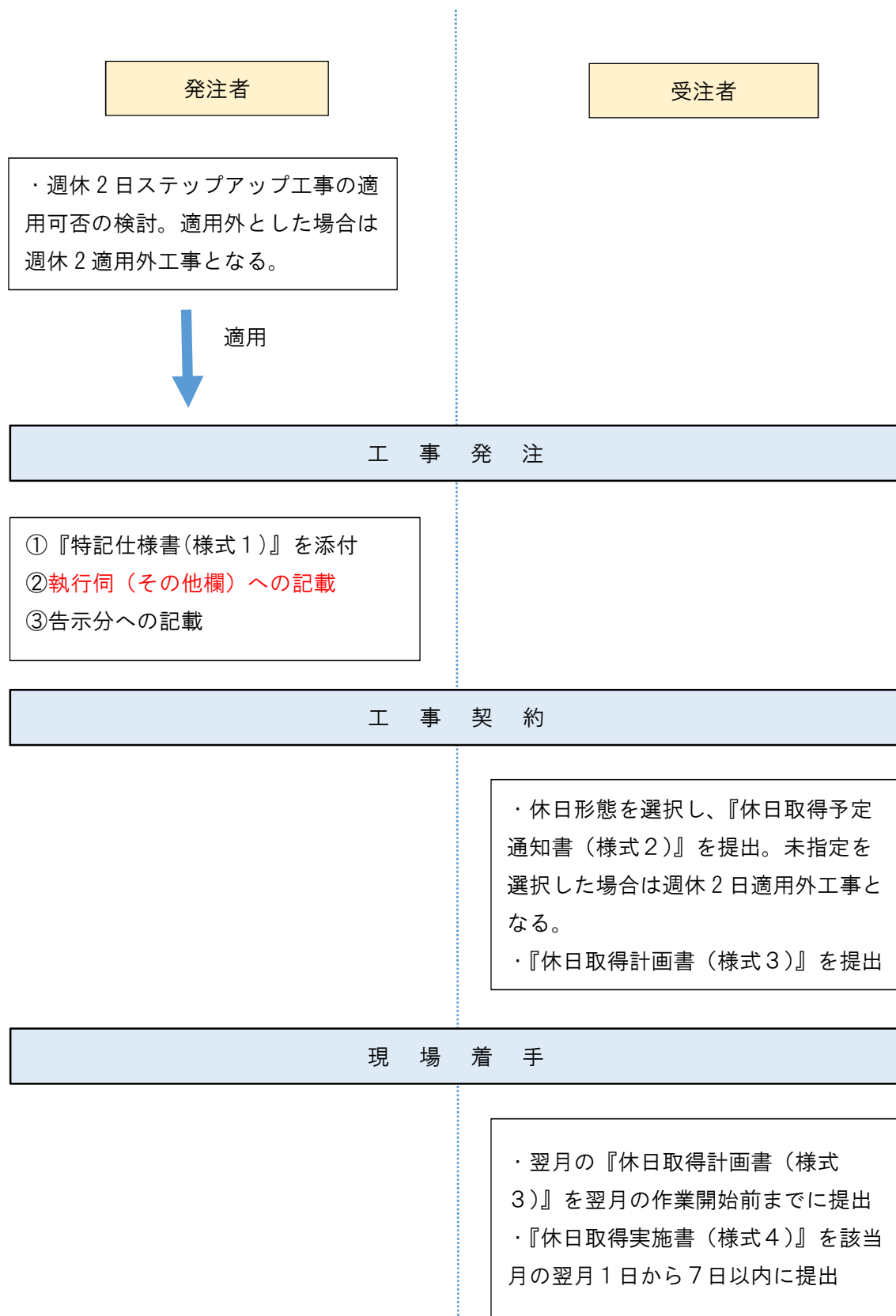


◇「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」に伴うフロー図（参考）



発注者

受注者

・現場着手後、やむを得ず4週6休未満の休日形態とする場合には『適用除外報告書（様式6）』を発注者へ提出。週休2適用外工事となる。

現 場 完 了

・『休日取得実績報告書（様式5）』を現場が完了した段階で提出

・監督員及び総括監督員は、工期全体を通じての休暇取得状況を書類等により確認
・工事成績評定点における加点（**4週8休達成時のみ**）や間接工事費における増額への対応などを決定

・「さいたま市工事成績評定要領」に基づく『工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況』に、工事期間中の『休日取得実績報告書（様式5）』を添付し、監督員へ提出（**4週8休達成時のみ**）

完 成 検 査

・『さいたま市週休2日ステップアップ工事（受注者希望型）』完了後アンケート【発注者用】を完成検査後14日以内（土、日、祝日を含む）に技術管理課組織端末宛にメール等で提出
・担当1人につき、1本以上とする

・『さいたま市週休2日ステップアップ工事（受注者希望型）』完了後アンケート【受注者用（元請）】を、完成検査後14日以内（土、日、祝日を含む）に技術管理課組織端末宛にメール等で提出

・発注者は、受注者から求められた場合、『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事実施証明書（様式7）』を発行